

## 各務原市教育委員会の要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱

(令和3年3月31日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、各務原市教育委員会の要綱で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（次条において「申請書等」という。）で市に提出されるものへの押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 各務原市教育委員会の要綱で定める申請書等については、当該要綱の規定にかかわらず、申請書等の提出者等（市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくは議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員以外のもので申請書等に押印を要することとされているものをいう。）の押印を要しないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。